



新事務所の紹介

～岡山パブリックは私にとっての「鳥の巣」～

本年3月末をもって岡山パブリック法律事務所津山支所を退職した、飯綱浩二弁護士。

同年4月1日に「飯綱浩二法律事務所」を開所し、津山市内で執務を開始されています。

その新事務所にお邪魔しました。

水谷所長から「岡山パブリック法律事務所は鳥の巣事務所である」という言葉を聞いた。飯綱弁護士にとって、岡山パブリックはまさにそのような場所だという。

弁護士として地元(出身地:鏡野町)で働きたいと、強い希望を持ち司法修習を終えた飯綱弁護士。

岡山大学ロースクール時代には、修習終了後すぐに独立・開業も考えていた。しかし、今考えると、生まれ育った地元とはいえ、一人でここまでネットワークを開拓し、多種の事件をこなすことは難しかったかもしれない。と、津山支所勤務の日々をふりかえる。

現在、「経営者」として事務所を切り盛りする一方、岡パブの「駆け込み寺」の理念はやはり捨てられない。「事務所を経営していく以上、採算性を度外視するわけにはいかない。しかし、地域のニーズに応えることができる弁護士でありたい。」と語る。

新事務所は、家族の協力によりスタートした。津山支所と全く同じ環境ではないが、民事事件、家事事件などの業務をはじめ、高齢者虐待防止、被疑者国選弁護などにも意欲的である。

大きく羽根を広げ、「巣」を飛び立った現在、津山に留まらず、県北全域に活躍の場を広げている。



飯綱浩二法律事務所

住所：〒708-0022 津山市山下46-26

TEL：0868-35-2501

FAX：0868-35-2502

受付：平日9:30～17:00（土日祝祭日を除く）

※駐車場が1台分あります。お越しの際は、お電話でお問い合わせください。

弁護士法人 岡山パブリック法律事務所

〒700-0905 岡山市北区春日町5-6（岡山市勤労者福祉センター2F）

TEL: (086) 231-1141 FAX: (086) 803-3677

HP▶http://www.okayama-public-lo.jp/ E-mail▶info@okayama-public-lo.jp

●津山支所 〒708-0062 津山市京町73-2丹沢ビル2階 TEL: 0868-31-0035 FAX: 0868-31-0036

●岡山大学内支所 〒700-8530 岡山市北区津島中3丁目1-1（岡山大学文化科学系 総合研究棟1階）TEL: 086-898-1123 FAX: 086-898-1124

弁護士法人 岡山パブリック法律事務所

ニュース・レター

vol.10

裁判員裁判 スタートから1年！ 裁判員裁判の開始と将来

弁護士 作花 知志

に光をあてていただくことで、刑事事件の解決を、より社会の求めている姿に近づけていく、という制度です。

1. 裁判員裁判が始まりました

刑事裁判は、社会で刑事事件が発生し、それを解決するために行われるのですが、裁判で判決が出されただけでは、解決したことにはなりません。どのような事件でも、被告人と被害者は、被告人が刑を受け終えて、社会に戻った後は、一緒に社会で再び暮らしていくのです。その段階で、社会が幸せにならないと、その事件の解決はうまくいかなかったということになります。

昔は、法律は王様が使い、社会を動かしてきました。その後国民が法律の担い手となり、社会を動かしてきたのですが、日本の社会では、これまで法律の専門家ののみが法律を動かすだけでした。その結果、刑事裁判の結果が、社会の求める事件の解決と離れてきているのではないか、という意見が見受けられるようになりました。どのような法律制度と社会の現実との乖離を受け、刑事事件の解決をより社会が求めている姿に近づけるために、裁判員裁判が平成21年5月21日から導入されました。

このように裁判員裁判は、これまで法律の専門家ののみによって行われていた刑事裁判に、裁判員の方々にも参加していただくものです。これまで、法律の専門家である検察官が検察官の立場から事件に光をあて、弁護人は弁護人の立場から事件に光をあて、そして裁判官がその事件の評価を行ってきました。そこに裁判員の方々に参加していただくことで、裁判員の方々から国民一般の目線に立って事件

2. 裁判員裁判の問題点

日本の裁判員制度の問題点として指摘できるのは、裁判官及び裁判員による評議の内容が秘密とされていることを挙げができると思います。日本の裁判員制度そのものをより良いものとしていくためには、判決だけでなく、その判決が出されるプロセスである評議の内容そのものを、社会で検討できる機会が必要ではないでしょうか。例えば裁判員の意見と裁判官の意見が対立し、最終的に裁判官の意見が多数意見として採用された場合、評議のプロセスに強引な点はなかったか、など、裁判官と裁判員の間のやりとりが公正であったかどうかを検証できないことは現行法の問題点だと思います。

また、日本の裁判員裁判では、重大案件についても原則として短期間で審理を終えることを念頭に置いているのですが、アメリカの陪審制度では重大案件については審理期間を十分に取り、短期間で終えることはまずない、ということです。適正な刑事手続を受けることは被告人に保障された基本的人権ですので、裁判員裁判だからといって、短期間で十分な審理ができるようでは困ります。その点についても、柔軟な運用がされるべきだと思います。

CONTENTS

- 裁判員裁判 スタートから1年！ 裁判員裁判の開始と将来 P1
- 罪を犯した方の地域生活支援について～更生保護シリーズ①～ P2
- 新事務所の紹介～岡山パブリックは私にとっての「鳥の巣」～ P4

3.弁護士会での取り組み

日本弁護士連合会では、裁判員裁判の開始前の準備として、2008年の1月に、アメリカの全米法廷技術研究所(NITA【National Institute for Trial Advocacy】)から4名の指導弁護士を東京にお招きし、さらに日本各地の弁護士会から代表の弁護士を東京に集めて、3日間で陪審制度の下における法廷弁護技術の研修を受けました。

また、各地の弁護士会から代表として研修に参加した弁護士を中心にして、各地で法廷弁護技術研修を行ってきました。

平成21年5月21日からの制度開始後にも、日弁連主催による法廷弁護技術研修会を全国で行っており、多くの弁護士が参加されました。また各地の弁護士会では、実際に行われた裁判員裁判の弁護人を務めた弁護士による報告会、また法曹三者による検討会などが行われております。

4.裁判員裁判の法廷で弁護士として気を遣う点

これまでの刑事裁判は、法律の専門家のみによって行われてきましたので、法律の専門用語が多く使われてきました。しかし、今後裁判員裁判で裁判員の方々に参加していく場合には、誰にでもすぐに理解できるような用語が用いられなければならないでしょう。弁護士としては、当然その点には気を遣うことになります。

しかし、この点は私は大きな問題とはならないと思っています。といいますと、例えば岡山弁護士会では毎年夏にスマージュニアロースクールという中学生や高校生の方々を対象として模擬裁判などを実行する催し物を行ってきました。私も数年前に模擬裁判の弁護人役で参加させていただいたことがあるのですが、中学生や高校生の皆さんは大変熱心に裁判に参加され、検察官役、弁護人役として証人へ、弁護士顔負けの尋問をされました。その際に、用語の問題は

生じていませんでした。事実認定のためには日常用語だけで十分であることを感じました。また、法律の専門家ではない方が参加されることで、逆に専門家の方が、専門家ではない方々に合わせた言葉の説明を自然にするようになるのだな、と思いました。

5.裁判員裁判の将来

～裁判員になることに不安を感じている方々へのメッセージ～

人々法律そのものは紙の上に書かれた存在にすぎません。その法律に、一人一人が、自身の価値観、社会観、経験などからアプローチすることによって、法律は動き出します。その結果、社会も変わっていきます。

そして、法律がよりよい動きをするためには、多様な価値観、経験が反映されることが望ましいです。反映される価値観の多様性こそ、法律の命であり、それが多様であれば多様であるほど、法律は社会をより良い姿に変えていくことができます(法律に反映される価値観が一人のものにすぎないと、それは法の支配ではなく、人の支配となってしまいます)。

先ほども申しましたが、裁判員裁判制度は、これまで法律の専門家のみによって行われていた刑事裁判に、裁判員の方々にも参加していただくことで、裁判員の方々から法律の専門家とは異なる光を発生した事件にあてていただこう、という制度です。

ぜひ私どもと一緒に、刑事裁判に参加していただき、裁判員の立場から、専門家では思いつかないような、価値観、社会観、経験から、事件に光をあてていただき、その結果、刑事事件の社会的解決を、より社会が求めるものに、近づけていていただきたい。そう思っております。

更生保護はその当事者が「保護観察の対象者」となることで開始されます。「保護観察」とは仮釈放、仮退院、保護観察付き執行猶予中の者に対して、二度と罪を犯さないようそれらの期間に住居や生活等を補導・援護することをさします。国家公務員である「保護観察官」と法務大臣から委嘱を受けた特別国家公務員である「保護司」が保護観察所からの委託を受け保護観察を実施しています。

2.更正保護制度の抱える課題

そうした中、退所後の生活環境の調整といった支援では、その当事者がきちんと帰ることの出来る生活場所や身元引受人等が必要となります。更生保護施設では、身元引受人がいない場合や様々な理由で生活環境に恵まれない、あるいは、本人に何らかの社会生活上の問題があるなどの理由で自立更生ができない人を一定の期間保護します。施設には支援の基本として、円滑な社会復帰を助け、再犯を防止するという重要な役割を担っています。しかし、これも入所に期限があり、その入所期間内に社会復帰のための仕事や住居を探さなければなりません。

ところが、この更生保護は原則的に「仮釈放、仮退院、保護観察付き執行猶予中の者」への支援策のため、「満期退所者」には適応されません。その本人が十分更生可能と判断されれば、刑期が満了にならなくとも仮釈放・仮退院として、地域で更生を図っていくことが可能となります。しかし、再犯の可能性や反省がないなど、その本人に何らかの問題があれば刑期満了まで収監されます。これは更生保護の抱える矛盾点なのですが、刑期満了で退所すると、更生の支援策が受けにくく、さらに社会復帰が困難となってしまい、再犯にいたる場合も数多くあるのです。

3.犯罪と孤独とのつながり

こうした刑期を満期で退所する方の中には、心身の障がいがある方が含まれており、特に知的障がいや、その疑いがある方が多く含まれているともいわれます。つまり、刑務所での更生といつても、その意味が十分その本人に理解され、具体的な更生に向けて自ら二度と罪を犯さないようにすることが大切ですが、それ自体が十分に理解出来なければ、全く更生の意味を成さないわけです。刑務所内でも認知症の高齢者や知的障がい者などの支援策が無いわけではないのですが、地域での社会福祉支援ほど対策が出来てはいない状態です。そのため、「罪を犯してはいけない」ことが十分に理解できず、何度も罪を繰り返してしまう人が出来てしまうのです。

また、何らかの罪を犯してしまったことについては、障がいに限らず様々な要因や原因がありますが、結果として職を失ってしまったり、家族やそれまでの社会関係を失ってしまったりといった状況に陥ります。もっといえば、そもそも家族や人間関係に恵まれない方もいます。それは、人間関係という社会生活への重要な構成要素を失うことでもあり、社会復帰への大きな障害となってしまうのです。そうなると、端的な面では職や住居を得

るための身元保証人がおらず、また経済的な支援も受けにくくなります。さらに、精神的な支えとなる親族や友人とながついていないことは、仮に生活保護等を受けられるようになります。無事に生活を再開しても「孤独」を生み出すことになってしまいます。孤独は、その本人の障がいの有無にかかわらず、精神的なダメージがかなり大きいものです。

例えば、ホームレスとなっていた方が、食べるものに困り窃盗等で逮捕、結果刑務所に入ってしまったとします。それまでの生活ですでに人間関係や物的環境を失っているのですから、むしろ収監中の方が食べるものにも困らない状況となります。無論、本来の人間らしい社会生活として望まれた環境ではありません。けれど、また社会に戻るときにその人は様々な面で孤独となってしまいます。極端な話では、「刑務所の中のほうが過ごしやすい」と、どこまでが本気なのかわからない話も聞きます。しかし、罪を犯すことの問題とは別に社会での「生きづらさ」を抱える人にとっては、結果的に罪を犯してしまうことにもなっています。最近では高齢者の犯罪問題にこの孤独が要因の一つとして挙げられています。独居高齢者の増加にあわせた支援はいまの日本が抱える大きな課題ですが、犯罪問題にもつながっていることは注視しておくべきことと考えます。

4.地域生活を進めていくには

人間関係の形成には、その人個人のパーソナリティや生活環境が影響しますが、少なくとも人間関係形成が上手くいかない原因があり、逆にそういった部分を支援しなければ孤独化は避けられなくなります。高齢者の場合であれば、配偶者との死別や核家族化による独居化などから、おのずと親しい人とのつながりが希薄となってしまい、結果孤独化が進むと考えます。犯罪や事件そのものは法的対応が必ず必要ですが、その当事者が「生活者」である以上、その人の地域生活がきちんと進められるよう支援をすることが大切ではないでしょうか。

昨年から「地域生活定着支援センター」という新たな更生保護に関する施設が各都道府県に作られることになりました。これは厚生労働省の「地域生活定着支援事業」というものに位置づけられます。刑務所等の矯正施設退所者で高齢や障がいのある方について、退所後直ちに福祉サービス等(障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など)につなげるための準備を、保護観察所と協働して行い、社会復帰の支援を進めるセンターです。残念ながら岡山にはまだ設置されていない状況です。

詳しくは、また触れていくまですが、今後こうしたセンターと司法と協働する社会福祉士とも連携し、様々な支援を展開する必要があると考えます。つづく。

罪を犯した方の地域生活支援について

～更生保護シリーズ①～

事務局(社会福祉士) 新名 雅樹

1.「更正保護」とは

さて、岡山パブリック法律事務所では様々な刑事・民事等の事件を取り扱いますが、こうした事件の中で、その事件当事者の地域生活をどのように支援するかが課題となることがあります。このニュースレターでも、刑余者の方や障がいのある方の地域生活支援としてシェルターや生活保護受給支援についてふれてきました。

例えば、刑務所等の矯正施設を退所する場合、「更生保護」という支援を受けて退所する方がいます。更生保護とは「更生保護法」にて以下のような規定がなされています。

「犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適

切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の促進等を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする。」(更生保護法第1条)

福祉的観点が盛り込まれた条文ですが、ごく最近までは高齢者や障がい者の福祉施策との関連が薄い状況でした。そのため、ここ数年の様々な研究で、刑務所内での知的障がい者の実態や、高齢者の犯罪の問題が取り上げられるようになります。司法と福祉の連携の必要性が指摘されるようになってきました。

